

# 「がんばれ福井応援券」取扱要項

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大によって落ち込んだ地域経済を下支えするとともに、苦境に立つ事業者を応援することを目的として、がんばれ福井応援券事業実行委員会（以下「実行委員会」とする。）が実施するがんばれ福井応援券事業において、応援券の適正な取扱いを図るために必要な事項を定める。

## 2. 応援券概要

(1) 名称	がんばれ福井応援券
(2) 発行者	がんばれ福井応援券事業実行委員会
(3) 発行額	12億6,000万円（プレミアム率50%）
(4) 発行数	21万セット（1セット 額面500円×12枚）
(5) 券種	共通券11枚（赤色） 小規模店専用券1枚（緑色） 計12枚
(6) 販売価格	1セット6,000円分を4,000円で販売
(7) 購入限度	1世帯 2セット（12,000円分）まで 分割購入可
(8) 販売期間	令和2年8月3日（月）～令和2年9月30日（水）
(9) 利用期間	令和2年8月3日（月）～令和3年1月31日（日）
(10) 購入対象者	福井市内の全世帯

## 3. 参加店の申込方法

- (1) 申込方法 「がんばれ福井応援券」参加店申込書に必要事項を記入し、応援券換金口座に指定する通帳のコピーなど口座が確認できるものを添付の上、下記申込先へ郵送、ファックス又は直接提出すること。
- (2) 申込先 がんばれ福井応援券事業実行委員会事務局（商工振興課内）  
〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1  
TEL 0776-20-5325 FAX 0776-20-5323
- (3) 1次申込期限 令和2年7月10日（金）必着（最終申込期限 11月30日（月））
  - 1 1次期限内に申込をした参加店は、応援券販売時に購入者に対し配布する「参加店一覧」に掲載する。
  - 2 1次期限後から11月末までに申込をした参加店は、「がんばれ福井応援券」専用ホームページ上の参加店リストに追加掲載する。
- (4) 小規模店の定義 次の全てに該当する店舗をいう。
  - ・福井市内に本社があること
  - ・店舗当たりの売り場面積が1,000㎡未満
  - ・10店舗以上展開するチェーン店に加盟していないことチェーン店とは、「本部（本社）との契約形態を問わず、同一の店舗ブランド、外観、サービス、運営方針等による運営・管理を行う経営形態」をいう。
- (5) 注意事項 ・小規模店の判別は、申込書に記載いただいた内容をもとに審査いたします。  
・複数店舗・支店を一括して申し込む場合は、事前に事務局へ相談すること。

## 4. 応募資格・条件

- (1) 福井市内において小売・飲食・サービス業等を営み、かつ店舗を有する事業所。
- (2) 次に規定する事業所は対象外とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。

法令又は公序良俗に反するもの。

## 5. 参加店登録料・換金手数料

無料

## 6. 応援券の使用対象外

- (1) 出資や債務の支払（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- (2) 不動産及び金融商品に係る支払
- (3) 切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
- (4) たばこ
- (5) 宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払
- (6) 施設利用及び交通機関利用に係る回数券及び定期券
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品の購入、買掛金、未払金の支払
- (8) 公的医療保険等の対象となる医療行為等への支払
- (9) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (10) 応援券の交換又は売買
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (12) その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

## 7. 参加店における対応

- (1) 実行委員会が配付する応援券参加店ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。  
（「小規模店」・・・「緑色ステッカー」、「小規模店以外の店舗」・・・「赤色ステッカー」）
- (2) 応援券は「全店共通券」と「小規模店専用券」の2種類があります。小規模店以外の店舗では、「小規模店専用券」は受け取らないでください。
- (3) 応援券を受け取る前に問題がないか確認すること。偽造等、不正使用が明らかな場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会に連絡すること。
- (4) 多額の応援券を一度に使用するといった、応援券の第三者への譲渡等が疑われる場合は、その事実を速やかに実行委員会事務局に連絡すること。
- (5) 使用された応援券には、必ず裏面に参加店印又は署名の記載を行うこと。

## 8. 応援券取扱時の注意事項

参加店は、次に掲げる事項を遵守すること。実行委員会は、参加店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、参加店資格を取り消すものとする。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 応援券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反す行為をしてはならない。
- (3) 応援券使用に対するつり銭は出さないこと。
- (4) いかなる理由があろうとも、有効期限後の応援券を受け取らないこと。
- (5) 換金目的での応援券の購入は行わないこと。
- (6) 自社商品の購入に応援券を利用してはならない。
- (7) 応援券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (8) 応援券を、事業者間取引に伴う代金（仕入れ代金・諸経費）の支払に使用してはならない。

## 9. 応援券のデザイン

下記デザインをご確認のうえ、真正のがんばれ福井応援券かどうか店頭でのご確認にご協力をお願いします。

全店共通券  
表面



裏面

### ◆お客様への注意事項◆

- 本券は、全ての「がんばれ福井応援券」参加店でご利用頂けます。  
(詳しくは「がんばれ福井応援券 参加店リスト」をご覧ください。)
- 「がんばれ福井応援券」は有効期限(2021年1月31日)を過ぎますとご利用頂けませんのでご注意ください。
- 「がんばれ福井応援券」は現金とのお引き替え、他のギフト券・他の券種・新券との交換、プリペイドカード等の購入、税金・公共料金の支払い等には使用できません。また、つり銭はお出しできません。払戻しもしません。
- 「がんばれ福井応援券」はお店によりご利用できないサービス・商品がございます。  
ご利用に際してはあらかじめお店の方にご確認ください。
- 「がんばれ福井応援券」は一度に大量使用する場合、住所・氏名等をお聞きする場合があります。
- 「がんばれ福井応援券」は機械処理をしますので折らないでください。
- 「がんばれ福井応援券」の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行団体はその責を負いません。

参加店(記入欄)※店名を押印してください

### 【お問合せ】

がんばれ福井応援券事業実行委員会事務局  
(福井市商工労働部商工振興課内)  
〒910-0858  
福井市手寄 1-4-1 AOSSA5 階  
TEL 0776-20-5320  
FAX 0776-20-5323  
mail: syoukou@city.fukui.lg.jp

小規模店専用券  
表面



裏面

### ◆お客様への注意事項◆

- 本券は、「がんばれ福井応援券」参加**小規模店のみ**でご利用頂けます。  
(詳しくは「がんばれ福井応援券 参加店リスト」をご覧ください。)
- 「がんばれ福井応援券」は有効期限(2021年1月31日)を過ぎますとご利用頂けませんのでご注意ください。
- 「がんばれ福井応援券」は現金とのお引き替え、他のギフト券・他の券種・新券との交換、プリペイドカード等の購入、税金・公共料金の支払い等には使用できません。また、つり銭はお出しできません。払戻しもしません。
- 「がんばれ福井応援券」はお店によりご利用できないサービス・商品がございます。  
ご利用に際してはあらかじめお店の方にご確認ください。
- 「がんばれ福井応援券」は一度に大量使用する場合、住所・氏名等をお聞きする場合があります。
- 「がんばれ福井応援券」は機械処理をしますので折らないでください。
- 「がんばれ福井応援券」の盗難、紛失または滅失等に対しては、発行団体はその責を負いません。

参加店(記入欄)※店名を押印してください

### 【お問合せ】

がんばれ福井応援券事業実行委員会事務局  
(福井市商工労働部商工振興課内)  
〒910-0858  
福井市手寄 1-4-1 AOSSA5 階  
TEL 0776-20-5320  
FAX 0776-20-5323  
mail: syoukou@city.fukui.lg.jp

偽造防止加工として、福井市の市章の透かしが入っております。  
また、複写防止のため、複写されたものには「複写」が表示されます。

## 10. 応援券の換金

- (1) 換金可能な金融機関は以下に記載する金融機関のみとし、参加店が事前に申請した(「参加店証」に記載された)支店のみで換金対応する。  
【金融機関】福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、越前信用金庫、みずほ銀行
- (2) 応援券の換金を受けようとする参加店は以下のものを金融機関に提出する。  
応援券(必ず裏面に参加店印または署名の記載を行うこと)  
応援券換金取次依頼書  
参加店証
- (3) 換金取次依頼書は事務局から配付したのものを使用し、換金取次依頼書への記入を誤った場合、その箇所を2重線で消して訂正すること。ただし、換金額の記入を誤った場合、参加店の金融機関届出印を訂正箇所に押印すること。
- (4) 換金期間は、令和2年8月3日(月)~令和3年2月26日(金)とする。  
この期間を過ぎたものはいかなる理由があろうとも換金に応じない。
- (5) 換金手続きから支払までの期間は次のとおりとし、変更は行わない。  
当月15日までに金融機関へ持込み 当月月末支払  
当月月末までに金融機関へ持込み 翌月15日支払  
締日・支払日が土日祝日と重なる場合は下記のとおりとする。  
締日・・・前営業日 / 支払日・・・翌営業日  
入金は支払日の午後3時までにを行うものとする。

## 11. 福井銀行を換金金融機関に指定いただいている参加店の方へ

福井銀行では、参加店からの大量の応援券の持ち込みが想定されるため、福井銀行への応援券が大量(目安 200枚超)になる場合は、封筒・紙袋封入にてお持ちいただきたく、下記の取扱いをお願いいたします。

封筒・紙袋にてお持ちいただく場合

- 応援券とともに、「換金取次依頼書」・「返信用封筒( )」の2点を同封してください。  
換金取次依頼書の事業主さま控えを後日返送いたしますので、返信用封筒をご用意ください。  
封筒・紙袋の表面には「取扱店証の写し」を貼付をお願いします。  
前営業日までに、持込営業店に大量持込ありの連絡をお願いします。

箱詰めにてビジネスセンターに直接お送りいただく場合

- 基本は封筒や紙袋にて営業店に直接お持ち込みいただく形になりますが、大量でどうしても箱詰めになる場合は、直接ビジネスセンターにお送りください。  
箱内には「応援券」とともに、「換金取次依頼書」・「取扱店証の写し」・「返信用封筒( )」の3点を同封してください。  
換金取次依頼書の事業主さま控えを後日返送いたしますので、返信用封筒をご用意ください。  
送付の前に、ビジネスセンターへご連絡をお願いいたします。  
送付先は以下のとおりです。

〒918-8152 福井市今市町66-7-1

(株)福井銀行 ビジネスセンター 総務内 がんばれ福井応援券担当

電話番号：0776-97-6563

### 【お問合せ】

がんばれ福井応援券事業実行委員会事務局

(福井市役所 商工振興課内)

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階

TEL 0776-20-5325 FAX 0776-20-5323

mail:syoukou@fukui.city.lg.jp